

表面

(社) 日本ガスタービン学会
 学術講演会講演論文原稿表紙

論文番号	A-23
受付年月日	

和文標題		日本ガスタービン学会定期講演会原稿表紙見本	
英文標題		A Sample of the Manuscript Cover for Annual Conference of the GTSJ	
著 者	会員資格	氏名(*講演者) (ローマ字氏名)	勤務先 (英文勤務先)
	正会員	* 賀須 太郎 (Taro GASU)	ガス株式会社 (Gas Corporation)
	正会員	田尾 花子 (Hanako TABI)	学会大学 (Gakkai Univ.)
連 絡 先	氏名 賀須 太郎 TEL 12-345-7777 FAX 12-345-8888 E-MAIL Taro_GASU@gas.co.jp		
	住所 (〒123-4567) 東京都新宿区西新宿1-2-3		
講演の種類 (どちらかに✓)		<input checked="" type="checkbox"/> (a) 研究報告 <input type="checkbox"/> (b) 技術紹介	
著作権 譲渡承諾		<input type="checkbox"/> (c) 印刷物 <input type="checkbox"/> (d) 電子文書	
技術論文投稿の希望 (どちらかに✓)		<input checked="" type="checkbox"/> (e) 投稿しない <input type="checkbox"/> (f) 投稿する	

- (c) 印刷物の著作権譲渡承諾につきまして、裏面に署名して下さい。
- (d) 電子文書の著作権譲渡承諾につきまして、裏面に署名して下さい。
- (e) 論文に論文表紙(本紙)を添えてご提出下さい。
- (f) (e)に技術論文表紙、英文アブストラクトと論文コピー2部を添付して下さい。

裏面

日本ガスタービン学会御中

著作権譲渡契約書(印刷物)

以下に掲げる著作物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含む）につき、日本ガスタービン学会 著作権規定第 2 条、第 3 条および第 4 条を適用し、貴学会に譲渡することを承諾いたします。

標 題： 日本ガスタービン学会定期講演会原稿表紙見本

著作者名（共著の場合は全員の氏名を記載）： 賀須 太郎、田尾 花子

掲載予定資料名： 第 38 回日本ガスタービン学会定期講演会論文集

2010 年 8 月 25 日

署 名（共著の場合は全員分若しくは委任された代表者が署名）：

(住所) 東京都新宿区西新宿1-2-3

(所属) ガス株式会社

(氏名) 賀須 太郎

住所、所属、氏名は
必ず「手書き」でお願いいたします。

著作権譲渡契約書(電子文書)

以下に掲げる著作物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含む）につき、日本ガスタービン学会 著作権規定第 2 条、第 3 条および第 4 条を適用し、貴学会に譲渡することを承諾いたします。

標 題： 日本ガスタービン学会定期講演会原稿表紙見本

著作者名（共著の場合は全員の氏名を記載）： 賀須 太郎、田尾 花子

掲載予定資料名： 第 38 回日本ガスタービン学会定期講演会論文集

2010 年 8 月 25 日

署 名（共著の場合は全員分若しくは委任された代表者が署名）：

(住所) 東京都新宿区西新宿1-2-3

(所属) ガス株式会社

(氏名) 賀須 太郎

住所、所属、氏名は
必ず「手書き」でお願いいたします。

(本契約書は GTSJ 著作権規定(2009 年 3 月 19 日制定)を引用している。その引用箇所に変更がある場合は本契約書にも適用される。)

(日本ガスタービン学会 著作権規定第 2 条、第 3 条および第 4 条)

第 2 条 著作権の帰属

本会の編集著作物及び個別の著作物の著作権は、国内外の別を問わず、原則として、本会に帰属する。

第 3 条 著作権の利用

(1) 著作者自身または著作者が帰属する法人等が、自ら書いた記事・論文等の全文または一部を転載、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会は原則としてこれを妨げない。ただし、著作者本人であっても学会誌を複製の形で全文を他の著作物に利用する場合は、文書で本会に許諾を求めなければならない。

(2) 著作者は、学会または学会からの使用許諾を受けた者に対し、著作者人格権を行使しない。

(3) 著作者自身の所属機関（大学、会社、研究機関等）で、自分の論文や発表資料等を、電子書庫での保存やインターネットでの公開を行う場合に限り、本会への許諾申請は免除する。

第 4 条 著作者の責任

本会発行の著作物に掲載された記事、論文などの著作物について、著作権侵害者、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、当該著作者の著作者自身又は著作者の帰属する法人等を当事者とする。